

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月6日
【会社名】	日本航空株式会社
【英訳名】	Japan Airlines Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目4番11号
【電話番号】	03-5460-3121（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 木藤 祐一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目4番11号
【電話番号】	03-5460-3121（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 木藤 祐一郎
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 102,858,058,776円 オーバーアロットメントによる売出し 16,092,238,696円 （注）1 募集金額は、発行価額の総額であり、2020年10月30日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2020年10月30日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	60,869,600株	完全議決権株式であり且つ、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式です。 単元株式数は100株です。

(注) 1 2020年11月6日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は2020年11月6日(金)開催の取締役会決議により発行される、当社普通株式の公募による新株式発行の発行株式総数90,869,600株の一部をなすものであり、日本国内における募集(以下「国内一般募集」という。)によるものであります。国内一般募集とは別に、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における募集(以下「海外募集」という。)が行われます。

なお、公募による新株式発行に際しては、国内一般募集株数(新規発行株式の発行数)60,869,600株及び海外募集株数30,000,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数26,087,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数3,913,000株)を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。

海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 海外市場における当社普通株式の募集について」をご参照下さい。

- 3 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹会社である大和証券株式会社が当社株主から9,130,400株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 公募による新株式発行とは別に、当社は2020年11月6日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会を割当先とする当社普通株式9,130,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

- 5 国内一般募集及び海外募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 6 なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式及び第4種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めています。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、株主総会において議決権を行使することができません。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものです。

- 7 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2020年11月18日(水)から2020年11月25日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で国内一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	60,869,600株	102,858,058,776	51,429,029,388
計(総発行株式)	60,869,600株	102,858,058,776	51,429,029,388

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2020年10月30日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2020年11月26日(木) 至 2020年11月27日(金) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2020年12月1日(火) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2020年11月18日(水)から2020年11月25日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、国内一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内一般募集株数)、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

https://www.jal.com/ja/investor/news_backno.html) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。

しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項

以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2020年11月12日(木)から2020年11月25日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年11月18日(水)から2020年11月25日(水)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が2020年11月18日(水)の場合、申込期間は「自 2020年11月19日(木) 至 2020年11月20日(金)」、払込期日は「2020年11月25日(水)」

発行価格等決定日が2020年11月19日(木)の場合、申込期間は「自 2020年11月20日(金) 至 2020年11月24日(火)」、払込期日は「2020年11月26日(木)」

発行価格等決定日が2020年11月20日(金)の場合、申込期間は「自 2020年11月24日(火) 至 2020年11月25日(水)」、払込期日は「2020年11月27日(金)」

発行価格等決定日が2020年11月24日(火)の場合、申込期間は「自 2020年11月25日(水) 至 2020年11月26日(木)」、払込期日は「2020年11月30日(月)」

発行価格等決定日が2020年11月25日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 国内一般募集の共同主幹事会社は、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が2020年11月18日(水)の場合、受渡期日は「2020年11月26日(木)」

発行価格等決定日が2020年11月19日(木)の場合、受渡期日は「2020年11月27日(金)」

発行価格等決定日が2020年11月20日(金)の場合、受渡期日は「2020年11月30日(月)」

発行価格等決定日が2020年11月24日(火)の場合、受渡期日は「2020年12月1日(火)」

発行価格等決定日が2020年11月25日(水)の場合、受渡期日は「2020年12月2日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社三菱UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、国内一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	60,869,600株	-

（注） 引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、発行価格等決定日に決定されます。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
102,858,058,776	537,000,000	102,321,058,776

（注）1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。なお、発行諸費用の概算額は、登録免許税、株式会社東京証券取引所に対して支払う新株式発行に係る上場費用、弁護士報酬、監査法人報酬、払込取扱銀行に対する手数料、印刷費用その他の諸費用の見積額を合計したものです。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2020年10月30日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額102,321,058,776円については、国内一般募集と同日付をもって当社取締役会で決議された海外募集の手取概算額上限50,301,300,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限15,356,641,224円と合わせた手取概算額合計上限167,979,000,000円について、2023年3月末までに、80,000百万円をCO₂排出量削減を加速させ、社会的課題解決実現のための投資資金に、2023年3月末までに、15,000百万円をポストコロナにおける事業構造変革のための投資資金に、2023年3月末までに、5,000百万円をポストコロナにおける社会的ニーズに対応するための投資資金に、2023年3月末までに、残額を当社の有利子負債の返済資金に充当する予定です。

なお、上記の各目的のための資金充当実施までの間は、必要に応じ円貨定期預金で当該資金の運用を行います。

今般の資金調達背景及び目的

当社グループは2012年9月の株式上場以来、規模を問わず収益性を重視する経営方針のもとリスク耐性の強化に努め、2019年度までの8期累計での営業利益率は12.7%、2019年度末の自己資本比率は58.9%（いずれも日本基準）と、世界の航空会社の中でも最高水準の財務健全性を確立してまいりました。しかしながら、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大により、国際旅客需要はほぼ消失し、国内旅客需要もこれまで経験したことのない大幅な減少に見舞われました。その結果、当社グループの2020年度の業績は大幅な損失を見込むこととなり、自己資本の減少による財務体質の悪化が避けられない状況となっております。

このような経営環境の中で、当社グループは、機動的に供給調整を行うことで運航費用を削減しつつ固定費の削減を進める一方、設備投資の大幅な抑制により資金支出の縮減に努め、同時に機動的な資金調達を実施し、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大が顕在化してからこれまでの間に、約3,000億円を新たに借入れました。また、2,000億円の未使用のコミットメントラインを確保しておりますが、追加で1,000億円のコミットメントラインを設定し、合計3,000億円とする予定です。これらの施策により、十分な手元流動性の確保に努めています。

日本国内においては、感染拡大を防止しつつ経済活動を再開していく過程で国内旅客需要は徐々に回復傾向にあります。国際旅客需要は現時点において回復の見通しが立っておらず、航空需要の回復には相当な時間を要するものと見込まれます。当社グループは、これまで積み上げてきた健全な財務体質により、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化した場合でも、必要十分な手元流動性を確保する能力は保持しているものの、今後更に多額の有利子負債を増加させていけば財務健全性は損なわれることとなり、新型コロナウイルス感染終息後における激変する経営環境への対応や、成長戦略を描くことが困難になります。

当社グループが営む航空運送事業は、重要な社会基盤の一部となっており、ポストコロナのニューノーマルにおいても、観光立国・地方活性化といった社会的課題の実現のための重要な役割を担っていることに変わりはありません。当社グループは、こうした社会的使命を果たす能力を更に強化していくために、下記の経営課題に取り組んでまいります。

ニューノーマルに向けた下記の取り組みは、2021年3月期第2四半期報告書にてお知らせしたとおりの内容であり、詳細については、2021年3月に発表を予定している次期中期経営計画においてお示ししてまいります。

1. 財務体質の再構築

雇用の維持を前提に、徹底したコスト構造改革、収益性の向上、投資の圧縮により、早期に健全な財務体質を再構築し、リスク耐性の維持強化を図ってまいります。

2. 安全・安心の向上

新しい社会のニーズである高度な清潔性と非接触性を追求したサービスを推進し、安全・安心の向上に努めてまいります。

3. 事業構造の見直し

ポストコロナにおける航空需要の伸びの一時的な減退や、業務及び観光需要の動向が大きく変化する可能性に備え、需要動向に合わせた国際線の事業規模の見直し、フルサービスキャリア分野とLCC分野のポートフォリオの見直しなど、抜本的な事業構造の見直しを進めてまいります。

また、航空需要への依存度の低い新たな事業を新たな収益の柱に育成していくとともに、事業の選択と集中を行うことで、リスク耐性を強化してまいります。

4. 社会的課題への取り組み加速

グローバルなリスクへの関心が高まっている中で、航空会社として環境問題に正面から向き合い、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大による影響の長期化に耐え、ポストコロナのニューノーマルにおいて航空会社が果たすべき社会的使命に対応する経営力を涵養していくには、単にこの危機的状況下を生き残るだけでなく、基礎的な経営力である財務体質の改善を一刻も早く成し遂げ、社会に必要とされる航空会社に進化・発展していくための資金需要に遅滞なく対応できる能力を維持拡充していかなければなりません。そのためには、流動性の確保だけでは十分でなく、毀損した財務体質の早期回復が喫緊の課題となっております。

当社グループは、財務体質の早期の改善を図りつつ、上述したような戦略目標に必要な規模の資金を確保すべく、新株式発行を決断いたしました。

当社グループは、安全運航と新型コロナウイルス感染拡大の防止に万全を期し、今回の資金調達及び財務基盤の拡充並びにポストコロナのニューノーマルを見据えた上記施策を速やかに実行することによって、中長期的な成長の基盤を早期に確立して、企業価値の最大化を実現し、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資に係る調達金額(以下「本調達金額」という。)については、当社グループのポストコロナにおける事業構造見直し、安全・安心の向上及び社会的課題の取り組み加速のための資金並びに有利子負債削減による財務体質の再構築のための資金に充当する予定です。これにより、当社グループの中長期的な成長の実現、社会的課題の解決及びリスク耐性強化に資する非航空事業の育成に積極的に取り組むための強固な経営基盤を整備してまいります。

ポストコロナにおける事業構造見直し、安全・安心の向上及び社会的課題の取り組み加速のために必要な投資(以下「ポストコロナに向けての投資」という。)の詳細については以下の()のとおりです。また、有利子負債削減による財務体質の再構築の詳細については以下の()のとおりです。

() ポストコロナに向けての投資

CO₂排出量削減を加速させ、社会的課題解決実現のための投資

本調達金額の一部を、2023年3月末までに、燃費効率に優れ、CO₂排出量が経年同規模機材に比べ、約25%(航空機メーカーによる運航データからの検証結果)削減可能な、エアバスA350型航空機の導入のための投資資金(手付金、前払い金及び予備部品に関する費用を含む。ただし、航空機リースによる導入等の他の資金調達手段による調達額を除く。)に充当する予定です。

当社グループの国内線及び国際線の主力航空機であるボーイング777型航空機を、省燃費であり運航効率の高いエアバスA350型航空機へと更新することによって、CO₂排出量の削減を図ると同時に、燃費向上、整備費抑制及び顧客選好性向上による収益性の向上を実現したいと考えています。

なお、上記航空機に関する設備投資計画は、2020年3月期有価証券報告書に記載されている、2013年10月にエアバス社と締結した航空機調達契約によって導入が決定された航空機の一部を購入するためのものであり、本有価証券届出書提出日(2020年11月6日)以降に、25機(確定発注分のみ。また、オプション契約分を含まない。)を導入する予定となっております。

ポストコロナにおける事業構造変革のための投資

本調達金額の一部を、ポストコロナの国際線航空需要の変化に対応すべく、早期の需要の回復及び更なる成長が見込まれる観光需要や、成長性の高いVFR(Visit Friends and Relativesの略語であり、友人及び親族に対する訪問をいう。)需要への対応を強化することを目的として、ローコストキャリア事業(以下「LCC事業」という。)を強化するための投資資金に充当する予定です。

具体的には、当社は、2023年3月末までに5,000百万円を当社の100%子会社であり中長距離国際線LCC事業を展開する株式会社ZIPAIR Tokyo(以下「ZIPAIR Tokyo」という。)において使用予定の航空機に対する設備投資資金(航空機の改修費用)に充当する予定です。当社は、当社が保有する航空機2機をZIPAIR Tokyo仕様に変更したうえで同社に対して賃貸する予定です。加えて、当社は、2023年3月末までに、10,000百万円を当社の業務提携相手であり、国内線・短距離国際線LCC事業を展開するジェットスター・ジャパン株式会社(以下「ジェットスター・ジャパン」という。当社は同社に対して50%を出資している。)及び日本=中国間のLCC事業を展開する春秋航空日本株式会社(以下「春秋航空日本」という。当社は同社に対して少額を出資している。)に対する投融資資金に充当する予定です。また、ジェットスター・ジャパン及び春秋航空日本は、2023年3月末までに、当該投融資資金を、安定的な事業運営を実現するための資金に充当する予定です。当社が実施するZIPAIR Tokyo、ジェットスター・ジャパン及び春秋航空日本に対する投融資により、経営強化策の推進及び事業提携強化を図り、当社グループのLCC事業ポートフォリオ拡充を実現したいと考えています。

ポストコロナにおける社会的ニーズに対応するための投資

本調達金額の一部を、ポストコロナにおいて社会が求める高度な清潔性、非接触化及びモバイル化を推進することを目的として、安全・安心の向上のための投資資金に充当する予定です。

当社は、これまで空港における諸手続きの簡素化・迅速化を目的とした「SMART AIRPORT」化を推進してまいりましたが、ポストコロナにおける社会的なニーズである、清潔性、非接触化及びモバイル化を一層強化するため、2023年3月末までに、5,000百万円を「SMART AIRPORT」化のための設備投資資金に充当する予定です。当社は、ポストコロナの社会的ニーズに対して素早く適応することによって、顧客選好性の向上及び空港における人的生産性向上を実現したいと考えています。

() 有利子負債削減による財務体質の再構築

当社の有利子負債の返済については、社債償還、借入金返済及び航空機リースの返済として、2020年度に30,000百万円、2021年度に50,000百万円、2022年度に50,000百万円を予定しており、その一部に本調達資金を順次充当する予定です。また、当社を取り巻く事業環境が改善し、再び航空運送事業から十分なキャッシュ・フローを安定的に創出できるようになり、リスク耐性が強化されたと判断した場合には、債務の返済を加速することで、早期に財務体質の再構築を実現してまいります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	9,130,400株	16,092,238,696	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である大和証券株式会社から9,130,400株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] https://www.jal.com/ja/investor/news_backno.html）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、2020年10月30日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2020年 11月26日(木) 至 2020年 11月27日(金) (注)1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、2020年12月2日（水）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外市場における当社普通株式の募集について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（海外募集）が、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Morgan Stanley & Co. International plc、Merrill Lynch International及びMizuho International plcを共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）の総額個別買取引受けにより行われます。また、当社は海外引受会社に対して追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

公募による新株式発行の発行株式総数は90,869,600株であり、国内一般募集株数（新規発行株式の発行数）60,869,600株及び海外募集株数30,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数26,087,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数3,913,000株）を目処に募集を行います。最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

なお、国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは大和証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc及びみずほ証券株式会社であります。

また、海外募集にあたり、海外の投資家向けには英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容（連結財務書類を含む。）は本書と同一ではありません。

2 ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日（発行価格等決定日）に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である大和証券株式会社が当社株主から9,130,400株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、9,130,400株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2020年11月6日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式9,130,400株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、2020年12月23日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、大和証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年12月18日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、大和証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

大和証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、大和証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、大和証券株

式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引について、大和証券株式会社は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 9,130,400株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 大和証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 2020年12月22日(火) |
| (6) 払込期日 | 2020年12月23日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2020年11月18日(水)の場合、「2020年11月21日(土)から2020年12月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月19日(木)の場合、「2020年11月25日(水)から2020年12月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月20日(金)の場合、「2020年11月26日(木)から2020年12月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月24日(火)の場合、「2020年11月27日(金)から2020年12月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月25日(水)の場合、「2020年11月28日(土)から2020年12月18日(金)までの間」

となります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ



を記載いたします。

- ・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2020年11月7日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、2020年11月18日から2020年11月25日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された海外市場における株式の募集に関し提出されるものです。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引

- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社が付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] https://www.jal.com/ja/investor/news_backno.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- ・表紙の次に、以下の「会社概要」から「事業内容」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

会社概要

会社概要

■ 会社名	日本航空株式会社
■ 本社所在地	東京都品川区東品川二丁目4番11号
■ 設立	1951年8月1日
■ 代表取締役社長執行役員	赤坂 祐二
■ 資本金	181,352百万円(2020年3月末)
■ 資本金および資本準備金	355,845百万円(2020年3月末)
■ 従業員数	連結 35,653名(2020年3月末) 単体 13,541名(2020年3月末)

JALグループ企業理念

JALグループは、
 全社員の物心両面の幸福を追求し、
 一、お客さまに最高のサービスを提供します。
 一、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献します。

ごあいさつ



平素より、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている世界中の方々に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、強い財務体質を迅速に回復させ、ポストコロナのニューノーマルにおける中長期的な成長の基盤を早期に確立するため、新株発行による増資を行うことを決定しました。

JALグループは、2012年9月の株式上場以来これまで、収益性を重視する経営方針のもとリスク耐性強化に努め、世界の航空会社の中でも最高水準の財務健全性を確立してまいりました。しかしながら、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、当社を含む航空業界は厳しい状況に置かれております。このような大変厳しい経営状況について、経営を代表し深くお詫び申し上げます。

このような中で、当社グループは、聖域なきコスト削減、投資の大幅な抑制による資金支出の縮減に努め、同時に機動的な資金調達を実施し、十分な手元流動性の確保に努めてまいりました。

しかし今なお世界中で新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、航空需要の回復には相当な時間を要することを覚悟しなければならない状況です。

今後どのような状況になったとしてもこの危機を生き抜き、来るべきポストコロナにおいて、いち早く中長期的な成長を実現するために、新株発行による資本の増強を決断いたしました。この公募増資により、速やかに財務体質の改善を図り、適切な機材更新や成長への戦略投資を行うために必要な資金を確保していくための強固な経営基盤を得ることができます。

この厳しい状況を全社一丸となって耐え抜き、この危機の後には、JALグループは、今回の新株発行によって得られる将来の成長のための資金と、強化された財務体質を最大限活かし、ポストコロナにおける新たな社会ニーズに対応することで、一層の日本と世界の交流と、日本国内における地域間ネットワークに資する重要な社会インフラとして、世の中に貢献する存在になっていくことができます。そしてそれこそが、JALグループの企業価値を向上させることになると確信しております。

今後ともJALグループへの変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

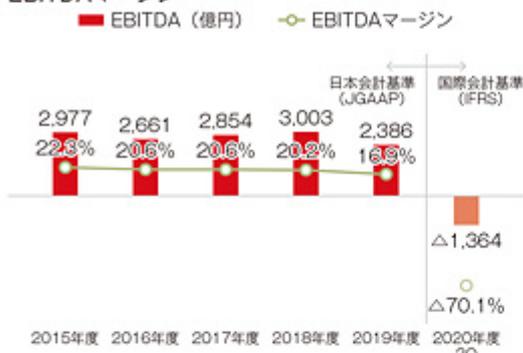
2020年11月
 代表取締役社長執行役員

赤坂 祐二

連結業績等の推移

主要な経営指標等の推移⁽¹⁾

EBITDAマージン⁽²⁾



(1) 事業年度は4月1日から翌年3月31日（3月期決算）

(2) EBITDAマージン=EBITDA/営業収益（2015年度～2019年度）

EBITDAマージン=EBITDA/売上収益（2020年度2Q）

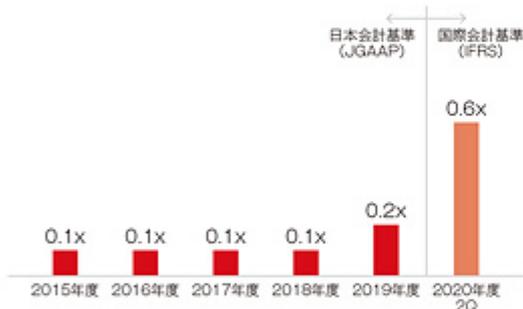
EBITDA=営業利益+減価償却費（2015年度～2019年度）

EBITDA=EBIT+減価償却費（2020年度2Q）

自己資本比率

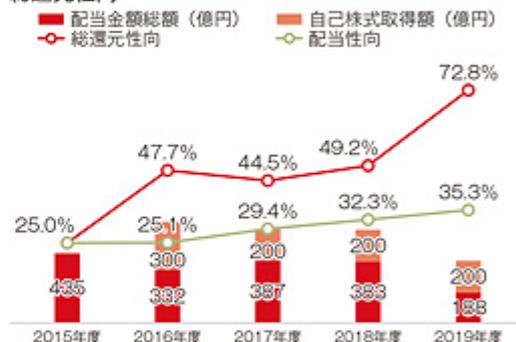


D/Eレシオ⁽³⁾ 推移



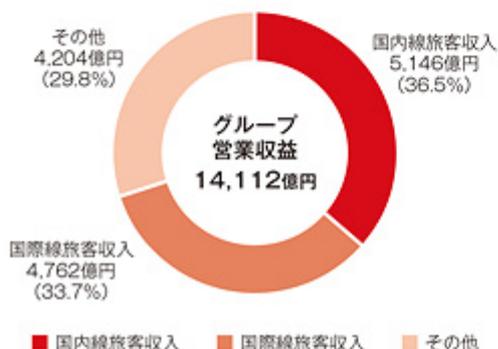
(3) D/Eレシオ=オンバランス有利負債/自己資本（2015年度～2019年度）
D/Eレシオ=オンバランス有利負債/親会社所有者帰属持分（2020年度2Q）

総還元性向⁽⁴⁾

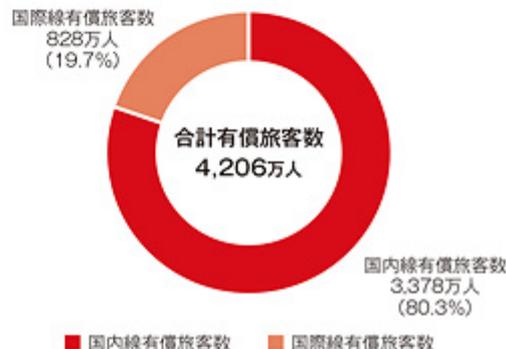


(4) 総還元性向=(配当金額総額+自己株式取得額)/配当の基準となる利益
配当性向=配当金額/配当の基準となる利益
自己株式取得額は、当該年度の決算確定までに決議したものを含む
2015年度～2018年度の親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等調整額の影響額を除く
2019年度の期末配当、2020年度の中間配当は無配

部門別の売上の状況（2019年度）



連結輸送実績（2019年度）



JALグループの歩み

連結営業収益の
年度推移
(億円)



1951年 8月 日本航空の設立

1964年 8月 東京オリンピック聖火輸送のため、DC-6B型機がアテネー沖縄(那覇)間特別飛行

1970年 2月 証券取引所(東京、大阪、名古屋)市場第一部に上場

1983年 国際航空運送協会(IATA)統計で旅客・貨物輸送実績世界一に(1987年まで5年間世界一を維持)

1985年 8月 日本航空123便事故

1987年 11月 完全民営化

2002年 10月 日本航空と日本エアシステムが経営統合

2007年 4月 ワンワールドアライアンスに加盟

2010年 1月 会社更生手続申立

2011年

新生JAL

4月 新ロゴマーク「鶴丸」で正式始動

アメリカン航空との共同事業を開始

新ロゴマーク「鶴丸」(手前)



2012年

ボーイング787型機受領



4月 成田=ボストン線を開設
ボーイング787-8型機が就航

9月 東京証券取引所市場第一部に再上場

10月 プリティッシュ・エアウェイズとの共同事業を開始

12月 成田=サンディエゴ線を開設

2013年

6月 JAL SKY SUITEがSKYTRAX社「ベスト・ビジネスクラス・エアラインシート」を受賞

7月 成田=ヘルシンキ線を開設

2019年度TOPICS

4月「世界の人気エアライン2019」で3年連続「日本のベストエアライン」に

6月 SKYTRAX「ワールド・エアライン・アワード」2部門で受賞

7月「東京2020オリンピック聖火リレーサポーターパートナー」に決定
JALグループ新制服デザイン決定

8月 日本初、「JAL LGBT ALLYチャーター」を運航

9月 エアバスA350型機が就航
国内線航空券が330日前から予約可能に

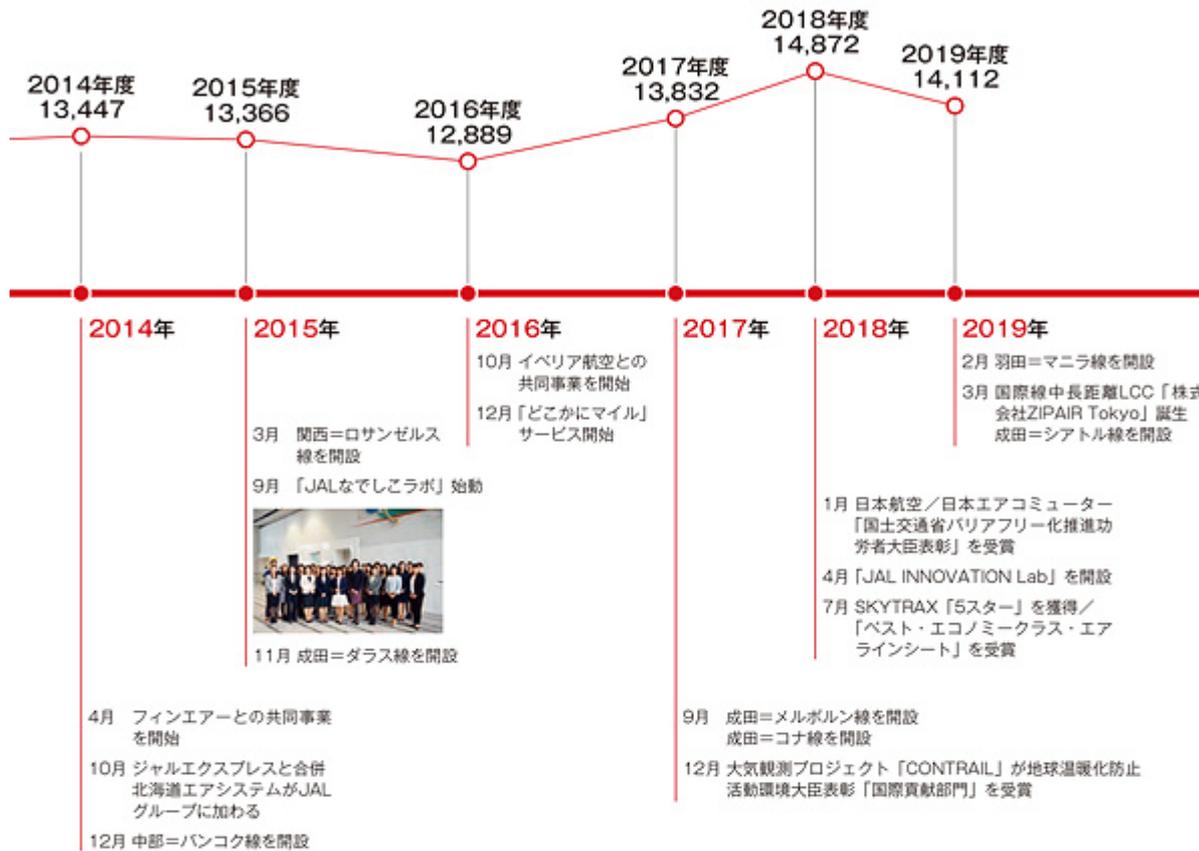


10月 企業のLGBTに関する取り組みの評価指標「PRIDE指標」最上位「ゴールド」(4年連続)および「ベストプラクティス」(2回目)を受賞

SKYTRAX「5スター」を2年連続獲得



「FTEアクセシビリティ・リーダーシップ賞」を受賞
日本アナリスト協会より、運輸部門における「ディスクロージャー優良企業」を受賞



11月 「2019年度(第37回)IT賞」にて「IT最優秀賞」を受賞
高齢者の「もう一度、旅に出たい」を応援する介護予防ツアーを実施



12月 障がい者の活躍推進に取り組む国際活動「The Valuable 500」へ加盟



2020年1月 環境分野の情報開示の取り組みで優れた企業を評価しているCDPから「B」評価を獲得(AからDの中で評価)

2月 「JAL SMART AIRPORT」、羽田空港で一部オープン
成田=ウラジオストク線を開設

3月 JALグループ10社が「健康経営優良法人2020(大規模法人部門)」に認定
東京2020オリンピック聖火特別輸送機「TOKYO 2020号」で、アテネから航空自衛隊松島基地までオリンピック聖火をANAと協力輸送



事業内容

航空運送事業

当社グループは、国内、国際航空運送事業（旅客・貨物）を営んでおり、連結子会社6社（日本トランスオーシャン航空株式会社、日本エアコミューター株式会社、株式会社ジェイエア、株式会社ZIPAIR Tokyo、株式会社北海道エアシステム、琉球エアコミューター株式会社）および関連会社にて航空運送事業を行っております。



その他

空港旅客サービス

JALスカイなど

航空旅客の搭乗手続きおよび案内業務に加えて、運航補助業務、搭載コントロール業務を行っております。

グランドハンドリング

JALグランドサービスなど

手荷物および貨物の搭載、航空機の誘導、客室や機体外部のクリーニング等、空港内地上サービス業務を行っております。

整備

JALエンジニアリングなど

航空機、エンジンおよび航空部品の整備等を行っております。

貨物

JALカーゴサービスなど

貨物・郵便の取扱い業務、上屋（貨物取扱施設）業務等を行っております。

旅客販売

JALナビアなど

電話による予約受付・案内業務等を行っております。

空港周辺事業他

ジャルロイヤルケータリングなど

機内食調製等を行っております。

その他

ジャルバック、ジャルカード、JALインフォテックなど

航空運送を利用した旅行の企画販売、航空座席の販売、手荷物宅配、システム開発・運用、旅行業向け予約発券システムの提供、クレジットカード事業等を行っております。



お客さまへ提供する品質

安全性を最優先し、定時性、快適性、利便性の面で、お客さまに安心してご満足いただける、より質の高いサービスを目指しています。

定時性

快適性

利便性

安心・安全

外部からの評価



SKYTRAX社
ワールド・ベスト・エコノミークラス賞
ベスト・エコノミークラス・エアラインシート賞
本邦初



SKYTRAX社
ワールド・エアライン・スター・レーティング
5スター
2年連続



TripAdvisor
日本のベストエアライン
4年連続

安心安全への取り組み

機内

航空機内の安全な環境



さまざまな取り組み

徹底的な衛生対策



機内消毒の作業



マスク・手袋・ゴーグル着用



待ち時間の「密」を回避



パーティションの設置



非接触での対応を促進

SMART AIRPORT



非接触自動チェックイン機

羽田空港国内線ターミナルは、自動手荷物預け機などを配備した便利でスムーズな「JAL SMART AIRPORT」としてリニューアルオープンしました。

今後は自動化の拡充や非接触化の導入など、引き続きお客さまに安心してご利用いただける環境を整えるとともに、デジタル技術を活用し、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスをご提供していきます。

当社グループ機材構成

		2020年9月30日現在		
		所有	リース	合計
大型機	Airbus A350-900	2	4	6
	Boeing 777-200	9	0	9
	Boeing 777-200ER	11	0	11
	Boeing 777-300	4	0	4
	Boeing 777-300ER	13	0	13
	大型機 小計	39	4	43
中型機	Boeing 787-8	29	0	29
	Boeing 787-9	17	3	20
	Boeing 767-300	4	0	4
	Boeing 767-300ER	29	0	29
中型機 小計	79	3	82	
小型機	Boeing 737-800	43	18	61
小型機 小計	43	18	61	
リージョナル機	Embraer 170	18	0	18
	Embraer 190	14	0	14
	Bombardier D8-400CC	5	0	5
	SAAB340B	5	0	5
	ATR42-600	7	1	8
	ATR72-600	2	0	2
リージョナル機 小計	51	1	52	
合計		212	26	238

当社グループの代表機材



Airbus A350-900

全長 66.8m
全幅 64.8m
全高 17.1m
標準座席数 369席
航続距離 5,900km
静粛性の高い機内空間と
燃費改善を実現した地球
環境に優しい最新鋭機材



Boeing 787-9

全長 62.8m
全幅 60.1m
全高 17.0m
標準座席数 195席
航続距離 14,800km
従来機と比べ運航性能、
商品競争力に優れた機材

戦略的機材 A350-900



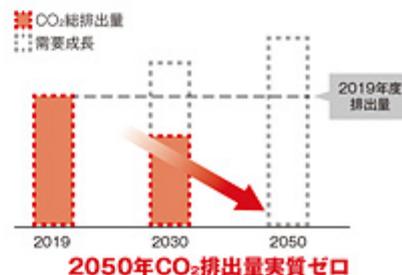
A350機内

国内線において、短いフライト時間でも機内の時間を楽しんでいただけるよう、2019年9月に最新鋭機材のエアバスA350型機を導入しました。

機内は地上に近い快適な気圧や湿度に設定されており、さらに新開発エンジンが使用されていることで、より静かな機内を実現しています。全座席に個人用画面や電源コンセント、USB電源を装備しており、機内でくつろぎやすく、楽しく便利に過ごせるよう考慮しています。

また、A350型機はエアバス社の発表によると、従来機と比較してCO₂排出量を25%程度削減することができます。

JALグループは、長期目標として、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロエミッション」を策定しており、今後も環境負荷低減に貢献してまいります。

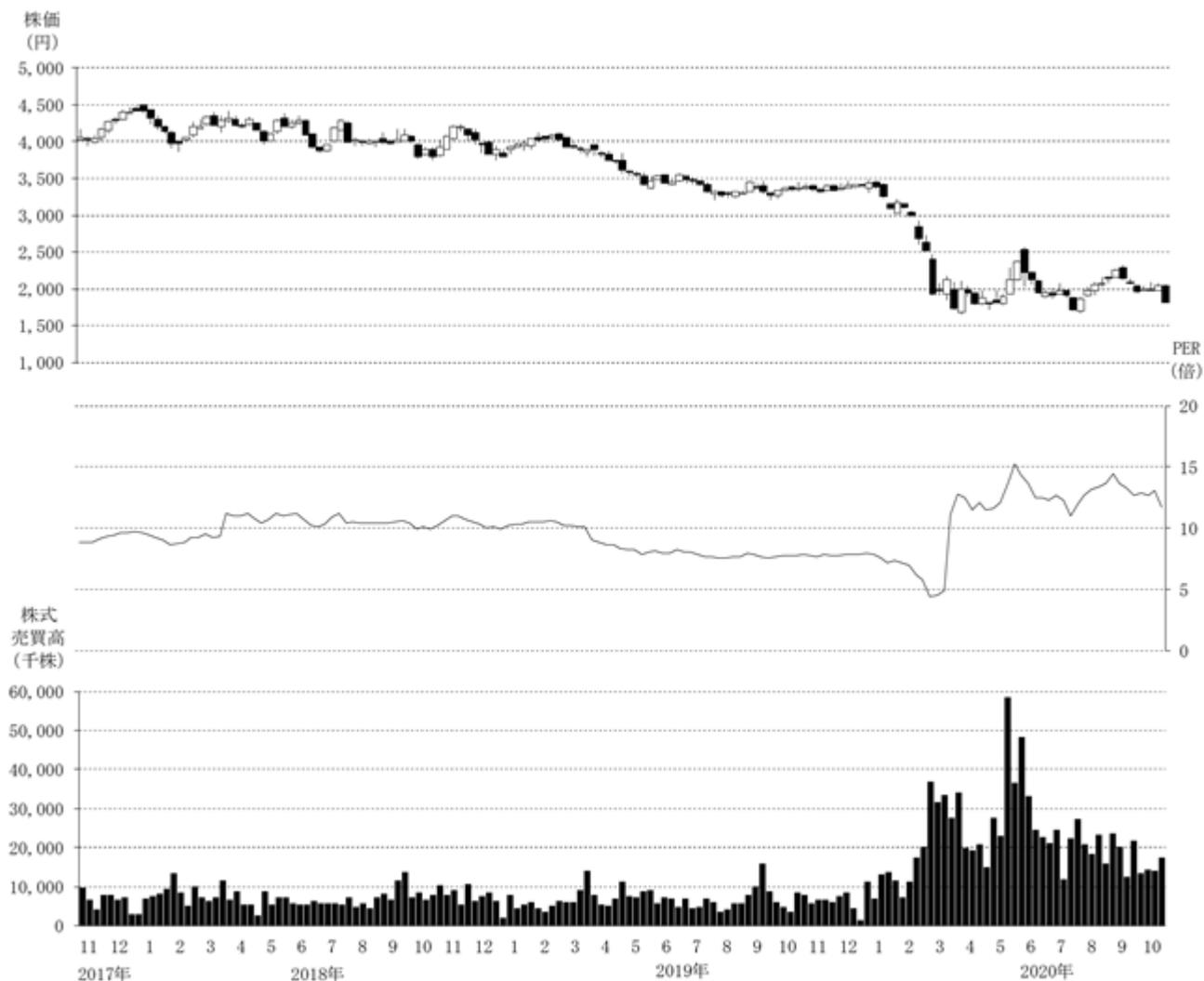


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

2017年11月6日から2020年10月30日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益（連結）}}$$

2017年11月6日から2018年3月31日については、2017年3月期有価証券報告書の2017年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2018年4月1日から2019年3月31日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2019年4月1日から2020年3月31日については、2019年3月期有価証券報告書の2019年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2020年4月1日から2020年10月30日については、2020年3月期有価証券報告書の2020年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2020年5月6日から2020年10月30日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第72期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月4日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第72期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月2日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年11月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月22日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年11月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月6日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2020年11月6日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

〔事業等のリスク〕

投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、定期航空運送事業および不定期航空運送事業を中心とする当社グループの事業の内容に鑑み、当社グループにおいては次のようなリスクが存在しております。ただし、これらは当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。また、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年11月6日）現在において判断したものです。

(1) 世界的な疫病の蔓延、自然災害や気候変動に関わるリスク

全世界的な疫病の蔓延拡大に関わるリスク

当社グループは、日本および世界各地に航空運送事業を展開しております。2020年初頭から全世界規模で感染が拡大している新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大のように、未知の疫病の世界的な拡大が発生した場合には、各国政府による入境制限や移動の制限・自粛要請といった人の移動に関する規制の発動や、企業や利用者の感染防止を目的とした自発的な航空機利用の回避により、航空旅客需要は大幅に減少する可能性があります。当社グループが営む航空運送事業は、航空機や人件費等の固定費比率が高いことから、短期的な需要の急減は、当社グループを含む航空事業者の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

自然災害や気候変動に関わるリスク

当社グループの航空機の利用者の過半数は羽田空港および成田空港を発着する航空機を利用しており、当社グループの事業における羽田・成田両空港の位置付けは極めて重要です。また、当社グループの運航管理・予約管理等、航空機の運航に重要な情報システムセンター、ならびに全世界の航空機の運航管理やスケジュール統制等を実施する「IOC(Integrated Operations Control)」は東京地区に設置しています。

そのため、東京地区を含む首都圏において大規模な震災や火山の噴火等が発生した場合もしくは当該重要施設において火災やテロ攻撃等の災害が発生し、羽田・成田両空港の長期間閉鎖や、当社グループの情報システムやIOCの機能が長期間停止した場合、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

IOCの機能停止への対応策として、大阪国際空港内にオペレーションコントロールの一部機能を移管し24時間稼働させておりますが、その機能は東京地区のIOCの機能の全てを代替できるものではありません。

また、地球温暖化等に起因する気候変動に起因し、日本国内において大規模な自然災害の発生頻度が多くなるような場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 国際情勢や経済動向等の外部経営環境に関わるリスク

外部経営環境に関わるリスク

当社グループは、日本および世界各地に航空運送事業を展開しており、航空需要は、世界の経済動向、テロ攻撃や地域紛争、戦争等により大幅に減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの業務は、整備業者、空港職員、航空保安官、燃油取扱業者、手荷物取扱者、警備会社等の第三者の提供するサービスに一定程度依存しており、第三者が、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

競争環境に関わるリスク

当社グループは、国内および海外において、路線、サービスおよび料金に関して激しい競争に直面しています。国内線では、既存の航空会社との競争に加え、LCCを含む低コストキャリアや新幹線との競争、国際線では、海外および日本の主要航空会社との競争が激化しており、それに加えて海外および日本の航空会社によって形成されるアライアンス、コードシェアおよびマイレージ提携が、国際線における競争を激化させています。上述のように、現在の当社グループの競争環境や事業環境が大幅に変化した場合、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、a) 共同事業、b) 複数の航空会社によるアライアンスへの加盟、c) コードシェア提携、d) マイレージ提携等、様々な形式で世界中の航空会社との提携を展開しております。これらの提携パートナーの経営状況や、提携関係に大きな変化が生じた場合には、当社グループの提携戦略に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 航空機導入に関わるリスク

当社グループは、航空運送事業において、燃費効率に優れた新型機への更新や機種統合による効率化を目指し、ボーイング社、エアバス社、ATR社、三菱航空機株式会社に対して航空機を発注しておりますが、これらの航空機メーカーの技術上・財務上・その他の理由により納期が遅延した場合、当社グループの機材計画は変更を余儀なくされ、当社グループの中長期的な事業に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市況変動に関わるリスク

燃油価格の変動に関わるリスク

当社グループの業績は、燃油価格の変動により影響を受けます。当社グループは、燃油価格の上昇分を一部燃油特別付加運賃として顧客に転嫁しておりますが、これは燃油価格の変動を直ちに反映することができず、また、顧客に全てを転嫁することは困難です。また、当社グループは、燃油価格の変動リスクを軽減するため、原油のヘッジ取引を行っておりますが、原油価格が短期間で急落した場合、ヘッジポジションの状況等によっては市況下落の効果を直ちに業績に反映することができず、短期的な当社グループの業績の改善に寄与しない可能性があります。

為替変動に関わるリスク

当社グループは、日本国外においても事業を展開しており、外貨建により、収益の一部を受領し費用の一部を支払っています。特に当社グループにおける主要な費用である航空機燃料の価格の大半は米ドルに連動した金額となることから、当社グループにおいては米ドルの為替変動による影響は収益よりも費用が大きくなっております。これら為替変動による収支変動を軽減する目的で、収入で得た外貨は外貨建の支出に充当することを基本とし、加えてヘッジ取引を行っております。また航空機価格の大半は米ドルに連動した金額となることから、資産計上額および減価償却費が為替変動により増減するリスクがあります。これら為替変動によるリスクを軽減する目的で為替取得機会の分散を図るべくヘッジ取引を行っております。

資金・金融市場に関わるリスク

当社グループは、航空機の購入等の多額の設備投資を必要としており、その資金需要に応じる為に金融機関や市場からの資金調達を行う可能性があります。当社グループの資金調達能力や資金調達コストについては、資金・金融市場の動向や当社グループの信用力の変動等により、資金調達の制約や資金調達コストの上昇を招く可能性があります。

(5) 航空安全に関わるリスク

当社グループでは、航空機の運航の安全性の確保のため、日々様々な取り組みを実施しておりますが、ひとたび死亡事故を発生させてしまった場合、当社グループの運航の安全性に対する顧客の信頼および社会的評価が失墜するだけでなく、死傷した旅客等への補償等に対応しなければならないことから、当社グループの業績に極めて深刻な影響を与える可能性があります。さらに、当社グループや、当社グループが運航する型式の航空機、また当社のコードシェア便において安全問題が発生した場合、当社グループの運航の安全性に対する顧客の信頼および社会的評価が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、航空事故に伴う各種損害の軽減、ならびに被災者への確実な賠償を行う目的で、現在業界水準と同程度の補償額・補償範囲の損害賠償保険に加入しております。

(6) 法的規制・環境規制、訴訟に関わるリスク

当社グループの事業は、様々な側面において、国際的な規制ならびに政府および地方自治体レベルの法令および規則に基づく規制に服しています。これらの規制の変化等により、当社グループの事業がさらに規制され、また、大幅な費用の増加が必要となる可能性があります。

法的規制に関わるリスク

当社グループは、航空法をはじめとする航空事業関連法令、二国間航空協定を含む条約その他の国際的取り極め、独占禁止法その他諸外国の類似の法令、ならびに着陸料等の公租公課等の定めに基づき事業を行っておりますが、これらに変更が生じた場合や、法令に基づき耐空性改善通報等が発出された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後、羽田空港・成田空港の発着枠の割当てや運航開始時期等が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

環境規制に関わるリスク

近年、温暖化防止を始めとした地球環境に係わる企業の社会的責任が高まるなか、CO₂排出量、騒音、有害物質等に関する環境規制が強化されています。今後、2020年度以降における温室効果ガス排出量取引制度等、温室効果ガス排出への課金等費用負担を伴う環境規制のさらなる強化等が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関わるリスク

当社グループは事業活動に関して各種の訴訟に巻き込まれるおそれがあり、これらが当社グループの事業または業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは訴訟の提起等を受けており、事態の進展によっては、追加的な支出や引当金の計上により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) IT（情報システム）、顧客情報の取り扱いに関わるリスク

当社グループは、業務の多くを情報システムに依存しています。コンピュータ・プログラムの不具合やコンピュータ・ウィルス等のサイバー攻撃によって情報システムに様々な障害が生じた場合には、重要なデータの喪失に加えて、航空機の運航に支障が生じる等、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。また、情報システムを支える電力、通信回線等のインフラや、メールコミュニケーション等の当社が利用するクラウドサービスに大規模な障害が発生した場合、当社グループの業務に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社グループが保有する顧客の個人情報取り扱い不備または不正アクセス等により漏洩した場合には、当社グループの事業、システムまたはブランドに対する社会的評価が傷つけられ、顧客および市場の信頼が低下して、当社グループの事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材・労務に関わるリスク

当社グループの事業運営には、航空機の運航に関連して法律上要求される国家資格を始めとする各種の資格や技能を有する人材の確保が必要ですが、当社グループの従業員がその業務に必要なこれらの資格や技能を取得するまでには相応の期間を要することから、当社グループが想定する人員体制に必要な時期に確保できない場合には、当社グループの事業運営が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの従業員の多くは労働組合に所属しておりますが、当社グループの従業員による集団的なストライキ等の労働争議が発生した場合には、当社グループの航空機の運航に影響を受ける可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本航空株式会社本店
(東京都品川区東品川二丁目4番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。